

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：2027 年 9 月までに「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 2025 年 10 月 育児休業などの制度に関する周知
→育児休業に関する資料を社内グループウェアに掲示する。
- 2026 年 4 月 育休を取得しやすい環境づくりに向けたヒアリング等
→育休取得者、および育休取得（経験）者が所属する他の部員へヒアリングを行う。
育休および育休取得者がいる際の業務運営について課題がないか確認。

目標 2：2027 年 9 月までに、社員一人当たりの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を、各月 20 時間未満とする（※）。

（※）専門業務型裁量労働制の適用を受ける社員にあっては、
同労働時間の合計を各月 33 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 10 月 社内で設けた「働き方改革」の周知
→業務の棚卸しなどについてまとめた内容を、上長間の会議等でリマインドする。
- 2026 年 4 月 管理職と一般社員間のコミュニケーションの活性化を図る
→業務上の相談等しやすい環境にしていくため、常設の福利厚生設備の利用を促す。